<市長記者会見資料>

財政部納税課

スマホアプリを利用した市税等の納付について

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、接触機会を減らすキャッシュレス化の導入は急速 に進み、日常での電子決済サービスの利用が増加しています。

徳島市では、既に、水道料金や市営バスの運賃支払いなどで、一部、スマホアプリを導入していますが、新たに、市税や保険料などの納付でも利用を開始し、納税者等の利便性の向上を図ります。

1 対象税目等

- ①固定資産税・都市計画税 ②個人市・県民税(普通徴収) ③軽自動車税種別割
- ④国民健康保険料(普通徴収) ⑤後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- ※納期限を過ぎた納付書又はバーコードの印刷がない納付書(金額が30万円を超えるなど) は利用できません。 au Payのみ25万円が上限。

2 利用できるアプリ

au Pay、d払V、J-coin、LINE Pay、PayPay

(順不同)

3 利用開始日 令和3年10月1日(金)

以上

<問い合わせ先>

財政部 納税課

電話:088-621-5077~5080